

# 鳥取湖陵高等学校いじめ防止基本方針

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

## 1 本校のいじめ防止とは

本校は「自立・協同・創造」という教育方針のもと、実践的な教育をとおして、生徒一人ひとりの個性をひらき、自主性・自立性を養い、社会人としての素養を身につけ、社会に貢献できる人材を育成することをめざしている。そのために、生徒一人ひとりの心情を理解し、共感と相互信頼に基づいた指導を行い、生命を尊ぶ心、人権尊重の心を育て、共生の精神を養うことを目標として取り組んでいる。

そのために、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な取組ができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめは人間として絶対に許されないという確固とした意志のもと、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するために「いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめの定義 いじめの定義は、法第2条第1項の規定による。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめを未然に防止するために

### (1) 校内体制

- ① 問題を個々の教職員が抱え込まず、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって、いじめの未然防止、早期発見、対処を行うための中核となる組織を設置し、基本方針に基づいた取組や計画の作成、相談窓口、情報の収集・記録、事案への組織的対応、取組の評価などを行う。
- ② 上記のために「いじめ防止対策委員会」を組織し、構成員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育相談係(専任)、生徒部長、人権教育係主任、教育支援部長、保健係主任、各学年主任、SSW、該当担任・副担任、該当顧問、該当学科主任とする。また、生徒や保護者の意向に配慮しながら、生徒会主任、生徒会長、PTA 役員(若干名)、心理・福祉等専門的な知識を有する者(SC等)、弁護士、医師、警察 OB 等を必要に応じて加え、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。
- ③ 基本的には、当委員会がいじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、問題の解消まで責任を持つとともに、学校基本方針の策定や見直し、取組状況の把握、事例検討、計画の見直し等 PDCA サイクルで検証を行う。

### (2) いじめの未然防止のための取組

- ① いじめはすべての生徒に起こる可能性があるという共通理解のもと、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成するため、校内研修や職員会議での周知を行う。
- ② すべての教育活動を通じた道徳教育や学校における情報モラル教育などとおして、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ③ わかる授業やすべての生徒が参加・活躍できる授業を構築するとともに、すべての生徒が安心・安全に過ごせる学校づくりを行う。また教員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動がないよう留意する。

- ④ すべての生徒の居場所や生徒同士の絆づくりに配慮し、家庭や地域と連携しながら自己有用感や自己肯定感の育成を図る。
- ⑤ 互いを認め合える人間関係や学校風土を生徒自ら作り出す活動を支援し、いじめに直面したとき適切に行動できる生徒の育成を目指す。

#### 4 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめについて、生徒のささいな変化に気付かずいじめを見逃したり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら先延ばしにしたりすることがないように、全職員がいじめの早期発見に取り組む。
- (2) いじめは教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、早期発見に向けて定期的ないじめに関するアンケートやQUアンケートを行うことはもとより、日頃からの声や表情、授業の様子などから、ささいな変化に気づくように努める。
- (3) 気になる情報や行為等があれば即座に個人面談等を行い、情報を共有できる体制をつくるとともに、必要に応じて関係者を招集する。

#### 5 発見したいじめへの組織的な対応

- (1) 平常時
  - ① いじめの発見、対応をしたときは、「いじめ対応マニュアル」に基づき組織的に適切な対応を行う。
  - ② いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導、関係者の保護者への連絡など、それぞれ十分に配慮しながら行うものとする。
- (2) 重大事態発生時
  - ① 重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」、または「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」とされている。
  - ② 重大事態が発生した際には、県教育委員会を通じ、知事に報告する。
  - ③ 「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合はすみやかに止めることを最優先し、一人で制止できそうになれば他の教職員の応援を求める。
  - ④ 「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」は、必要に応じて警察署に通報し、適切に援助を求めるとともに、県教育委員会と連携した対応を行う。
  - ⑤ ネット上のいじめへの対応は学校単独での対応が困難と判断した場合は、県教育委員会と相談しながら進めるとともに、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
  - ⑥ 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」における「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には適切に調査し判断する。

#### 6 関係機関等との連携

- (1) いじめが発見されたときは、県教育委員会に報告して連携を図るとともに、必要に応じて生徒支援・教育相談センターや警察、児童相談所、弁護士・医師等の専門家と連携して対応する。
- (2) いじめ防止基本方針についても、生徒や保護者、地域に対して、あらゆる機会をとおして情報発信に取り組む。また関係機関と連携を図り、いじめ防止の対策がより実効性のある取組になるよう留意する。

附則 この基本方針は平成26年3月24日から施行する。

平成27年6月18日改定

平成28年5月20日改定

令和3年5月21日改定

令和4年5月20日改定

令和6年5月30日改定